

**最終募集**

## 南部地域へ体験教育旅行を実施する学校へ 児童・生徒一人当たり最大5000円を補助します！

新型コロナウイルス感染症の発生により、県外への教育旅行が難しくなっていることから、県内の学校が県南部地域の豊かな自然や歴史文化を体験する教育旅行を実施する場合に、その費用を支援します。

南部地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

体験教育旅行：学校行事として企画し、本年度2月までに校外で実施する体験メニューが含まれる遠足、社会見学、自然教室、修学旅行等

### 児童・生徒1人当たり1,000円～5,000円

学校の所在地と体験教育旅行の実施先、宿泊の有無により変動します。

#### 受付期間（必着）

【12月までに実施予定の体験教育旅行】

令和2年10月19日（月）～実施日（出発日）の1週間前の17時

【1月～2月に実施予定の体験教育旅行】

令和2年10月19日（月）～12月25日（金）17時

例）11月9日（月）実施の体験教育旅行の場合、11月2日（月）17時までに提出する必要があります。  
1月18日（月）実施の体験教育旅行の場合、12月25日（金）17時までに提出する必要があります。

#### 申請はメール又は郵送のみ

（新型コロナウイルス感染防止の観点から持参による提出はお控えください。）

先着順ではありません。提出された旅行計画を審査のうえ採択校を決定し、予算の範囲内で補助金額を交付します。

#### 1. 補助対象者

三重県内の小学校、中学校、義務教育学校（小中一貫）、高等学校、中等教育学校（中高一貫）、特別支援学校、高等専門学校です。

また、これらの学校から依頼を受けて体験教育旅行を企画、実施する旅行事業者等も含まれます。ただし、県立学校については、学校から依頼を受けた旅行事業者等に限ります。

#### 2. 補助対象事業

三重県内の学校が学校行事として企画し、令和3年2月28日（日）までに校外で実施する遠足、社会見学、自然教室、修学旅行等で、県南部地域で実施される自然、歴史、文化等を体験するメニューが含まれるもの（体験教育旅行）を対象とします。

複数回実施する場合は、それぞれ実施期間（旅行）ごとに申請が必要です。

「体験メニュー」の例

林業体験、木工体験、干物づくり体験、漁業・釣り体験、カヌー・シーカヤック体験、川下り体験、みかん収穫・稲刈り等農業体験、キャンプ場での宿泊体験、語り部解説付き熊野古道ウォーク、郷土料理調理体験、体験型自然環境学習など

### 【注意事項】

旅行の内容が、遊園地や動物園、公園等で児童・生徒各自が自由に行動するだけのものなど、上記のような県南部で実施される自然、歴史、文化等を体験するメニューが含まれない場合は補助金の対象外となります。

## 3. 申請期間

【12月までに実施予定の体験教育旅行】

令和2年10月19日(月)～実施日(出発日)の1週間前の17時(必着)

【1月～2月に実施予定の体験教育旅行】

令和2年10月19日(月)～12月25日(金)17時(必着)

## 4. 補助額

参加した児童・生徒の人数×該当する補助金単価(下記「補助金単価表」をご参照ください。)

### 【注意事項】

学校の所在地と旅行先、宿泊の有無により補助金単価が異なります。

実際に体験教育旅行に参加した児童・生徒数を対象とし、教員等引率者は除きます。

補助金の支払いについては、事業実施後の精算払となります。また、補助金額は実費額(実際にかかった費用から市町等からの補助金等を除いた額)を上限とします。

最終的な補助額は、予算の範囲内での決定となりますので、申請者が多数の場合は、下記の補助金単価を下回る補助額となる場合があります。

### 【補助金単価表】

| 学校の所在地  | 事業区分                   | 体験教育旅行実施場所別の参加児童・生徒1人当たりの補助金単価         |
|---|------------------------|--|
| 1 東紀州地域内の学校<br>(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)                  | 日帰りの体験教育旅行             | 東紀州地域 1,000円                           |
|   |                        | 伊勢志摩・紀勢地域 1,500円                       |
| 2 伊勢志摩・紀勢地域内の学校<br>(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町) | 日帰りの体験教育旅行             | 東紀州地域 1,500円                           |
|   |                        | 伊勢志摩・紀勢地域 1,000円                       |
| 3 上記を除く県内の学校  | 日帰りの体験教育旅行             | 東紀州地域 2,000円                           |
|   |                        | 伊勢志摩・紀勢地域 1,500円                       |
| 4 全ての県内の学校  | 南部地域内で1泊以上の宿泊を伴う体験教育旅行 | 上記単価に3,000円を加算<br>(宿泊日数に関わらず加算額は同額です。) |

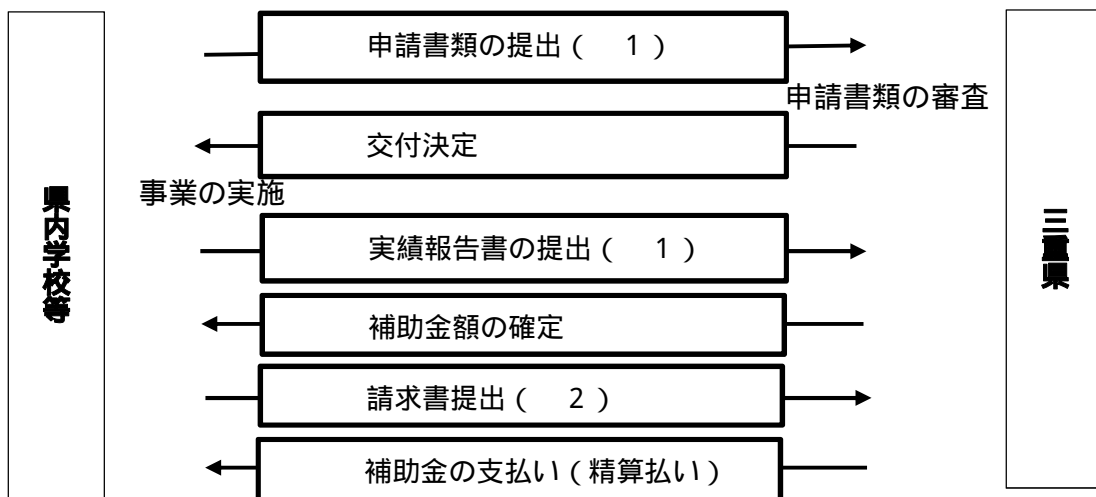
## 5. 申請に必要な書類

申請には交付申請書（第1号様式）実施計画書（第2号様式）その他参考資料が必要です。  
交付申請書等の様式や交付要領は、三重県ホームページ（「南部地域体験教育旅行補助金」で検索）からダウンロードしてご確認ください。

なお、三重県ホームページからダウンロードできない場合は、下記提出先（[nanbu@pref.mie.lg.jp](mailto:nanbu@pref.mie.lg.jp)）までメールにて、件名に「（学校名）南部地域体験教育旅行補助金申請書希望」と記載の上、ご連絡ください。

郵送の場合は、返信用封筒（角型2号サイズ）に、返信先の住所、学校名、担当者名を記入し、切手（140円）を貼付のうえ、下記提出先まで郵送いただければ、必要書類一式を返送いたします。

## 6. 申請に係る手続き



（1）交付申請書（第1号様式）実績報告書（第9号様式）は、メールでの提出も可能です。  
押印は不要です。

（2）請求書（第12号様式）は郵送のみで受け付けます。請求書には押印が必要です。

## 7. 留意事項

申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求められることがあります。このほか、当該事業の詳細は、交付要領をご確認ください。

### <申請書の提出先>

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県庁 南部地域活性化推進課 体験教育旅行補助金係

「（学校名）体験教育旅行補助金申請書在中」と記載してください。

Email: [nanbu@pref.mie.lg.jp](mailto:nanbu@pref.mie.lg.jp)

メールの件名は「（学校名）体験教育旅行補助金申請書」としてください。

### 申請書の提出はメール又は郵送のみ

提出期限：【12月までに実施予定の体験教育旅行】実施日（出発日）の1週間前の17時（必着）

【1月～2月に実施予定の体験教育旅行】12月25日（金）17時（必着）

### <問合せ先>

三重県庁 南部地域活性化推進課 体験教育旅行補助金係

電話 059-224-2192（受付時間：9:00～17:00）

Email: [nanbu@pref.mie.lg.jp](mailto:nanbu@pref.mie.lg.jp)